平成２５年度第１回向日市地域包括支援センター運営協議会　議事要点録

○　日　　時　　平成２５年７月２日(火)午後２時から午後３時１５分まで

○　場　　所　　向日市役所　大会議室

○　出席委員　　八木橋慶一委員、鈴木博雄委員、田中栄次委員、籠谷康委員、疋田定男委員、高桑稔委員、木下博史委員、中田礼子委員、中川千恵子委員

○　傍 聴 者　　なし

○　内　　容　　以下のとおり

議　事（要約）

１　開会挨拶

２　委員紹介・事務局紹介

５　平成２４年度向日市地域包括支援センター事業報告について

資料１「平成２４年度向日市地域包括支援センター事業報告」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成２４年度の地域包括支援センターの事業実績について協議されました。

【意見の要旨】

委　員：　介護予防プランの作成数についてですが、資料にはのべ人数が示されていますが、予防プランを立案している実人数はどのくらいですか。
事務局：　約２００人くらいです。
委　員：　要支援の認定を受けている方ということですか。
事務局：　認定を受けており、介護サービスを利用している方です。
委　員：　市の推計では、平成２６年度には、向日市の高齢化率が約２５％、そのなかで要介護認定を受けている方が２，２８１人となっています。この認定率というのは、平成２２年には１６％くらいで、平成２３年で１６．５％くらいですので、認定率はあま

り変わっていません。

しかし、高齢者の数が増えているので、それだけ要介護の方が多いということとなります。こうした状況で心配なのが、高齢者虐待に関する相談件数が増えていることです。平成２１年度には９８件、２２年度で７８件、２３年が８５件とこの年までは１００件以下でした。平成２４年度は２３７件と大幅な増加となっています。高齢者がますます増えるなかで、こうした状況がどうなるのか、とても心配です。今年度４月から地域包括支援センターが３か所になりました。１か所に集中していた相談が分散されていくのだろうと思いますが、相談対象がさらに増えていくなかで、どのような体制で対応していくのですか。今後の対応についてお聞かせください。

また、３か所になったばかりで、現時点での相談件数などが正確には把握できていないと聞きましたが、できるだけ早急に現状の相談件数なども報告いただきたい。

事務局：　高齢者虐待に関する相談の件数は年々増加しており、平成２４年度は大幅に増えていますが、この数値は相談件数でして、虐待が認められた件数ではありません。高齢者虐待に関する相談件数が増加した要因としましては、虐待防止に関する啓発を進めていくなかで、市民の皆さんに虐待を意識してくださるようになり、些細な事柄でも虐待を疑い相談されるようになったことが挙げられます。高齢者虐待に関する対応については、３つの地域包括支援センターで連携を密にして協働で対応していきたいと考えています。

もう一点のご質問ですが、地域包括支援センターが３か所に増えたことに伴い、地域包括支援センター業務を円滑に行うため、業務管理するシステムを新しく導入したのですが、中地域包括支援センターから他の２か所の地域包括支援センターへの引き継ぎの最中ですので、新しいシステムへの移行が完全に終わっていませんので、各相談件数等につきましては正確な数値をご提示できない状況です。できるだけ早く正確な数値をお示しできるようにしたいと思います。

現時点での状況としましては、新規の相談につきましては、地区ごとに各地域包括支援センターが担当しております。継続して関わる相談等については、各地域包括支援センター間で連携して引き継ぎを行っています。

会　長：　虐待あるいは権利擁護に関する相談件数の増加は、市民への啓発が浸透したと捉えてよいのでしょうか。

事務局：　虐待防止ネットワーク委員会の委員の皆さんや介護支援員連絡会議でケアマネの皆さん、民生委員の皆さんなどのご協力もあり、市民の皆さんの権利擁護や高齢者虐待防止への意識は高まっていると思います。

５　平成２５年度向日市地域包括支援センター事業計画について

資料２「平成２５年度向日市地域包括支援センター事業計画」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成２５年度の地域包括支援センター事業の実施内容について協議されました。

【意見の要旨】

委　員：　高齢者虐待の相談や通報があった場合、どのような手順で虐待であるかどうか判断するのですか。

事務局：　国が示しているガイドラインに沿って、虐待であるかどうかを判断しています。まず、虐待の疑いがあるケースを把握したら、速やかに市と地域包括支援センターで緊急性や身体・生命等への危険度などの状況を判断し、必要に応じて、関係者による会議を行い、虐待であるか、今後の対応等について検討を行います。

委　員：　虐待については、緊急に対応しなければいけない場合などが多いのではないかと思います。私が関係したケースでは、障がい者の息子が親を虐待している場合もありましたので、障がい者福祉など色々な部門とも連携が必要となりますが、他機関等との連携も図られているのでしょうか。

事務局：　関係部署や関係機関とは常に連携を図っております。

委　員：　最近、携わったケースで、精神的な理由で仕事もせず引きこもりとなっている息子が親を虐待していたという事例がありました。他にも問題が複雑になっている場合も多く、その対応は大変なのではないかと思います。虐待を把握したら、市と地域包括支援センター、関係機関との会議で対応方針を決め、具体的な支援を実施し、随時モニタリングを行っていくということですね。

事務局：　はい。高齢者に限らず障がい者虐待などについても、虐待の状況やその問題などは、年々、複雑で重層化しています。虐待を把握した時点で、まず生命や身体に危険性がどの程度であるかの判断を急ぎます。虐待を受けている方と虐待をしている養護者等とを直ちに分離する必要がある場合には、市において、緊急一時保護を行うこともあります。昨年度も１件の緊急一時保護を実施しています。

委　員：　平成２４年度の報告では、９件が解決となっていますが、分離した時点で解決ということですね。

事務局：はい、そのとおりです。

委　員：　虐待の対応は色々と大変だと思いますが、関係機関と密な連携体制をとっていただき、速やかな対応に努めて頂きたいと思います。

　権利擁護についてですが、ひとり暮らしの高齢者が認知症になった場合などで、他者が金銭を搾取しているケースなどもあると聞いていますが、金銭管理を援助する必要のある方が、今後ますます増えてくるのではないかと思います。社会福祉協議会では金銭管理等を援助する事業を行っていますので、市や地域包括支援センターとの連携をしっかりとしていきたいと考えています。

委　員：　南、中、北の地域包括支援センターには、管理者の方、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が１名ずつで、最低４名が配置されているのですか。

事務局：　南地域包括支援センターと北地域包括支援センターは管理者が主任介護支援専門員を兼務して１名、看護師１名、社会福祉士１名の３名体制です。中地域包括支援センターは保健師１名、主任介護支援専門員１名、社会福祉士１名と管理者１名の４名体制となっています。

委　員：　これから高齢者が増えていきますが、今の体制で十分な対応ができるのですか。予

算の問題等もあると思いますが、相談件数が増えている状況です。最近の報道でも、虐待や権利擁護に関するトラブルなどから事件になったりしています。高齢者に関わる相談に十分に対応できる体制をお願いしたいと思います。

会　長：　前年度は地域包括支援センターは１か所で職員が７名体制でした。今年度は地域包括支援センター３か所で職員は１０名体制となり、設置箇所数、人員数ともに体制としては充実を図れたということですね。

事務局：　前年度の地域包括支援センターの職員数は７名でしたが、うち２名がケアマネジメント業務を専任で行い、１名は事務業務を専任とする職員ですので、実質的には包括的支援事業業務を主に行っていたのは４名です。今年度は各地域包括支援センターに専門職の専任職員が配置され全体で１０名体制となりましたので、実務を担当する職員一人あたりの負担は軽減し、相談支援業務全体の体制を強化できたものと考えております。

委　員：　消費者生活問題というのは、以前から取り組んでおられたのでしょうか。

事務局：　地域包括支援センター創設時から消費者被害などの相談と支援には取り組んでおります。

委　員：　個別の対応だけですか。消費者被害に関する啓発なども行っているのですか。

事務局：　啓発についても、地域包括支援センターに関する広報等の際には、消費者被害の防止等の啓発は実施しております。

委　員：　消費者被害や権利擁護関係の支援となると、弁護士や司法書士の方など他の機関との連携が必要となると思いますが、そのあたりの連携についてはどのようにお考えですか。

事務局：　法律的な見解や対応については、弁護士会や司法書士会などが主催されている相談窓口などと連携をして支援にあたっています。

委　員：　地域包括支援センターの人員体制ですが、今後のことを考えると、このままで大丈夫だろうかと思います。入退院を繰り返すことで、医療と介護の連携がとぎれたり、３つの地域包括支援センター間での連携からもれる方々がでないかと心配です。

　当面は、実績のある中地域包括支援センターがリーダーシップを取り、連携体制を早期に確立してほしいと思います。

　地域包括支援センターの体制や設置数についてですが、どのくらいの高齢者率になれば１か所増やすのか、職員が増えるのかなど、どのような目安で人員体制や設置数についてお考えですか。

事務局：　地域包括支援センター設置の基準としましては、高齢者人口が３千人以上６千人未満に１か所あるいは中学校区に１か所という目安が国によって示されています。本市の高齢者人口が１万３千人弱ですので、３か所の設置により基準は満たせるようになったところです。今後につきましては、高齢者人口や実態等を考慮し、設置数だけでなく、各地域包括支援センターの人員数なども含めて、体制については検討してまいりたいと考えています。

委　員：　向日市では、認知症支援など色々な事業を実施されていますが、事業や啓発を行っても、その後の展開が市内に広がっていかないように思います。その要因の一つには、

人材の不足があるのではないでしょうか。様々な事業を継続して充実させていくためには、人材の育成が重要になってくると考えます。向日市では、地域包括支援センターなど限られた機関の人材が、様々な役割を兼ねて対応されていることが多いのですが、権利擁護や認知症などそれぞれの事柄を科学的に対応できる専門家を育成していく体制を整えていただきたいと思います。

委　員：　向日市社会福祉協議会では、昨年度から「ご近所福祉」として様々な活動を始めたところです。市内コミセンなどで実施しているサロンなど、市民の身近な場所で認知症サポーター養成講座を実施したり、民生委員の皆さんが実施される「井戸端会議」などにも参加し、ボランティアなどの活動に興味を持ってもらえるよう啓発を行っているところです。地域の方々との交流や連携を通じて、支援が必要な高齢者などを把握し、ボランティアの方などに繋いだりしています。こうした活動は、地域包括支援センターとも連携して一緒に進めさせていただいています。今後についても、さらに活動を推進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

　地域包括支援センターの忙しさの話になりますが、常に忙しいというイメージがありますが、介護予防プランは今後どのようになるのでしょうか。介護予防プランを他の事業所に委託できない事情がある地域包括支援センターも他市町村にはあると聞いています。本市の予防プラン作成数は約２００件ということですので、他と比べると少ないほうなのでしょうか。今後の介護保険改正の動向によっては、予防給付が継続されるかどうか分からない状況です。できるだけ他の事業所に委託していくなどして、予防プランの作成に追われて地域包括支援センターが本来の業務ができなくなるような状況にならないよう、配慮をお願いしたいと思います。

事務局：　はい。十分に考慮していきたいと考えます。

委　員：　私が仕事でお訪ねした認知症の高齢者の方の話ですが、ある見積りの依頼があり、内容を説明するのですが、どうも要領を得ないので困って、たまたま居合わせたご近所の方にお聞きしたところ、その近隣の住民の方々でその高齢者を見守る体制を作っておられることがわかりました。「あそこのおばあちゃんは認知症で、近所はみんな理解して見守っている。そういう話ならこのケアマネジャーさんに連絡すると良い」と教えていただきました。ケアマネジャーに連絡するとこの方には後見人がついていることがわかり、あとの手配をケアマネジャーさんがしてくださりました。すばらしいなと思いました。この地域はご近所で認知症の高齢者を見守る体制を自然に作っておられたのです。

　また、あるコンビニで買い物していたら、パトカーが来たので、何事かと思い、レジの方を見ると高齢の女性がレジの職員ともめてレジが混み合っていました。後ろに並んでいた若い男性がイライラして騒いでいました。そこに駆けつけた私服の刑事さんがその若者を外に連れ出して、「あの方は認知症だと思われる」と認知症について説明を始めたのです。そうすると、その若者も理解してイライラも解消した様子でした。すばらしい光景を見せていただきました。また、コンビニの店長さんにも説明をされていました。「あの人は認知症だから、また来店されるので適切な対応をしてほしい。本人が言うことを否定してはだめなので、本人の意向を受け入れたうえで対応

を工夫するように」と具体的に言われていたので、すばらしい刑事さんだなと感激しました。地域によっては、うまくお互いに支え合うことができているのだなと思わせられる出来事でした。

委　員：　私は老人クラブに入会していまして、毎月、例会を行っています。その例会において、「最近、あの人来ないな。姿も見ないな」などと話題になります。気になる方については、皆さん、よく知っておられ、気にかけておられるのです。会員の中には介護をしておられる方もあり、介護している方同志で気持ちが通じて交流が深まるということもあります。こうした場も今後は活用していただければ良いなと思いました。

　昨年、介護保険をテーマにした講座を実施した際の話ですが、介護保険証を持っていれば、すぐにサービスが受けられると思っている人がまだ少なくないようです。このような状況ですので、今後の介護保険制度の啓発などに老人クラブを活用していただきたいと思います。

委　員：　相談内容別の件数のことですが、例えば北地域包括支援センターに最初の相談が入り、最初は北包括で対応したが、何らかの事情で、他の地域包括支援センターに引き継いだ場合は、どのような扱いになるのですか。

事務局：　１件の相談として引き継ぎますので、それぞれに件数を加算します。

委　員：　平成２４年度の高齢者虐待関する相談件数が２３７件、前年度が８５件ですが、その差が前年度から引き続き相談を受けている件数ということなのでしょうか。

事務局：　新規の相談は１４件となります。この１４件についても１度で解決しない相談が大半ですので、複数回の相談を受けた件数がのべ件数となります。前年度に相談を受け解決していない件数もこののべ件数に含まれています。

委　員：　相談期間が２年とか３年に及ぶ方もいらっしゃるのですか。

事務局：　はい。

委　員：　例えば、３年間解決していない方の相談は前年度にカウントされているのですか。

事務局：　はい。

委　員：　この高齢者虐待にＤＶに関する相談もカウントされているのですか。

事務局：　ＤＶと高齢者虐待の違いを明確にするのは難しいのですが、対象となる方が高齢者であり相談を受けた場合は、相談件数として扱っています。

会　長：　他にご質問はございませんか。

特にないようですので、次第の３点目、その他の議題がありましたら、ご呈示いただけますでしょうか。

　その他の議題はないようです。それでは、事務局から次回の運営協議会の開催予定について、お願いします。

事務局：　平成２５年度第２回地域包括支援センター運営協議会は、平成２６年の２月頃の開催を予定しております。開催日が近づきましたら、委員の皆様にご案内をさせていただきます。

会　長：　それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

7　閉会